

みどり通信

第174号 2010. 3. 6

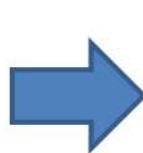
CONTENTS

● ひと言発言	P1	● F X 2 活用事例	P11
● 税務	P5	● これからの研修	P12
● 社会保険	P8	● あとがき	P12
● 生命保険	P9	● 営業カレンダー	P13
● 一倉 定 経営心得	P10		

山口昇税理士事務所 「運がいい」 ラインアップ



「私は、運がいい!!シール」
H22年からバージョンアップしました



ラベル拡大版

飲むと運が良くなる!?日本酒

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

3月

“ひと言、発言”

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」）を掲載いたします。
次の内容は、3月6日のホームページ掲載のものからです。

『3つ以上に該当する社長は倒産予備軍…』

先日、当事務所のお客様より、倒産する企業の特徴は・・・という質問が。
その際、税理士事務所開業前（今から25～6年前）に、自身の倒産体験をもとに
「企業を倒産させないためには」というテーマで話された野口誠一さん（八起会会
長）の言葉の数々を思い出したところです。

当時勤務していた新潟県商工会連合会が倒産防止対策セミナーとしての講師として
野口さんをお呼びし、上・中・下越の3カ所で実施した際の事務局を務めさせていた
だいたい時のことです。

その「野口誠一さんの“生き残る企業の条件”」というコラムをWeb上で見つけ
ましたので紹介いたします。

【倒産する社長の共通10項目】

1. 自己中心

ひと頃「ジコチュー」が流行語となつたが、このタイプの人間はことのほか人に嫌われる。
社長は自身のジコチューに気付くことなく、いよいよ裸の王様となっていく。
一方、社員の面従腹背もますますひどくなつて行く。これは双方にとって悲劇と言つていい。
そのような会社は遅かれ早かれ倒産を余儀なくされよう。

2. 悪いことはすべて他人のせい

倒産の原因はすべて経営者にある。むろんこれは本音だが、言いわけの多い経営者に
に対する警告の意味もある。八起会へ相談に訪れる経営者のなかにも、言いわけ組は少な
くない。不振の原因をすべて「米国発の金融危機」「百年に一度の世界同時不況」「銀行
の貸し渋り」のせいにして、自分の経営手腕のなさは棚の上である。

3. 嫌いなこと、苦手なことを避ける

機械いじりが好きで一日中工場に入り浸りだった元経営者もいれば、営業が得意で全国をとびまわり、ほとんど会社に姿を現わさなかった元経営者もいる。しかし、一芸をもって経営をまとうすることは難しい。それは彼らの倒産が語って余りある。

いちばん多い失敗例は「経理が苦手」「数字が読めない」というケースである。これは羅針盤なき航海にも似て、非常に危険である。経理マンに任せっきりにして大穴をあけられた、などというケースは論外としても、数字が読めないばかりに、せっかくの経営を棒に振る悲劇も少なくない。

4. 真の勇気がない

「真の勇気がない」経営者の特徴として、謝罪ベタと相談ベタを挙げることができる。社長の汚券にかかわるとでも思うのか、謝っているのに頭が高かったり、言いわけが多くなりで、かえって傷口を広げてしまうケースも少なくない。謝罪は経営者にとって、ピンチを逆転する最後のチャンスと言っていい。その要諦は迅速と誠意である。

5. 頭で分かっていても実行しない

「頭で分かっていても実行しない」ことである。たとえて言うなら、勉強しなければ落第すると分かっていてながら、勉強せずに落第する学生のようなものである。「そんな当たり前のことを」とは言まい。その当たり前のことができずに倒産した中小企業の例は、枚挙にいとまがない。そのあたりの事情は大企業とて同様である。

6. お人好し(頼まれたらノーと言えない)

他人に何か頼まれてノーと言えないということは、見栄や性格の弱さもさることながら、根本的には物事や善悪の判断能力が欠如していることを意味する。それではとても経営者などつとまらない。

経営は一に判断力、二に決断力、三に実行力の三位一体を要する。どれが欠けても倒産を免れない。にもかかわらず、肝心の判断力を欠くアバウトな経営者が意外に少なくない。安易に融通手形を切ったり、連帯保証人になったりで窮地に追い込まれ、八起会へ駆け込んでくるケースも後を絶たない。

「経営者が他人に何かを頼まれたときは、冷静に沈着に、二つの判断を下さなければならない」とアドバイスしている。一つは、依頼者の意図と人となりを見抜き、それが嘘や詐欺でないことを確かめたうえで、さらに、いまその人を助けることが本当にその人のためになるかどうかの判断である。

7. 還元の心なし

「経営の目的は還元なり」と大書されてあるが、それは私の持論であると同時に、わが会員の総意でもある。

そもそも企業とは、提供する商品やサービスをもって消費者、ユーザーの便宜に資する社会の公器であろう。そして、その使命を全うするのが経営であろう。とすれば、奉仕の精神や還元の心を持たない者は、企業経営に携わるべきでないとも言える。が、現実はどうもそうなっていないようである。社会貢献どころか、社会に害悪をタレ流し、国民を不安に陥れるような企業不祥事が後を絶たない。

8. 反省心の欠如

反省は企業にとっても経営者にとっても、成長と向上のビタミン剤と言っていい。このビタミン不足に陥ると、遅かれ早かれ倒産を余儀なくされる。八起会はそうしたビタミン欠乏患者の集まりのようなものだが、その患者に根気よくビタミンを注入し、再起を促す病院もある。が、全快して退院できる患者は2～3割程度にすぎない。それほど「反省」は難しいということでもある。

反省と後悔は似て非なるものと言っていい。反省の心は明日へ向かうが、後悔の心は昨日に張り付いたまま動かない。真の反省は、昨日までの自分のあやまちを潔く認め、明日から別人に生まれ変わることを意味する。それだけに実に難しい。倒産して地位、名誉、財産、人間関係まで失いながら、なおかつ反省できない患者が少なくない。

9. 時間貧乏(働きすぎ、遊びすぎ)

私は常々「忙しそうな経営者は危ない」と言っているが、それは「忙」という字が「心」が「亡ぶ」という意味だからである。一事に夢中になって心を奪われ、著しくバランスを欠くからである。経営は何をおいてもバランス感覚である。販売力が抜群でも計数管理がずさんだったり、技術力があっても組織管理がなっていなければ、その経営基盤は危ういと言わざるを得ない。

日本では「忙しい」といえば「結構なこと」と好意的に受け取られるが、欧米では無能、時間管理ベタを意味する。遊びすぎは論外としても、働きすぎも要注意である。事実、わが会員のなかにも、「働きすぎ」で倒産を余儀なくされた例は少なくない。

10. 公私混同(金銭感覚の欠如)

これは中小企業の間にかなり蔓延していると言っている。というより、多かれ少なかれ中小企業のオヤジはそんなもの……という風潮さえある。が、それは大きな間違いだ。

そもそも、社長の公私混同がなぜ起きるかといえば、会社を私物視するからである。しかし、企業は規模の大小にかかわらず、社会の公器であり、社長の私物ではない。それを「自分のもの」と錯覚したとたん、会社の金は自分のものとなり、社員・従業員はただの使用人となってしまう。こういう会社、社長は間違いなく倒産予備軍である。



昨今の業績悪化を100年に1度のリーマンショックのせいにされる方も多いようですが、好景気も不景気も倒産はつきものと野口会長は自身の倒産体験を踏まえて30年以上この八起会で倒産防止活動を行っておられます。

野口会長は、講演などでもこの10項目を紹介し、「このうちの3つ以上に該当する社長は倒産予備軍だ」と話されているとのこと。

なかには自己採点したり、社員に無記名でチェックさせている社長もおられるそうあります。

「いまの倒産急増は「100年に1度」のせいというよりも、それを先見できなかったこと、あらかじめ備えられなかつたこと、的確に対応できなかつたことに原因がある。すなわち、経営者の資質と能力の問題がある。」と、野口会長は述べています。

県内では、5月危機説を唱えるコンサルタントの方もおられるようです。

早速、この10項目について、自己採点してみましょう！！

出典は下記のWebからあります。

http://www.koushinococoro.com/magazine/business/noguchi_kigyou/backnumber.html

税理士 山 口 昇

相続税法第24条の改正について

先般発表された、平成 22 年度税制改正大綱によりますと、**今年の3月31日**をもって「相続税法第 24 条（権利の評価）」における定期金に関する権利の評価方法等の見直しが行われることになりました。

と言われても、いったい何の話ですか？ という方も多いと思われますので、少しご説明をさせていただきます。

この、相続税法第 24 条とは「**年金受給権の評価**」に関する税制で、「**年金**」として受け取る「**権利**」を相続・贈与した場合は、課税する対象額を「年金として受け取る**総額より小さい額で評価する**」という税制です。

例えば、総額 1,000 万円を受け取る場合、

- 現金で 1,000 万円を一括で受け取る・・・・・・評価額は **1,000万円**
- 総額 1,000 万円を年金にて分割で受け取る・・・評価額は
1,000万円 × 期間に応じた割合 (70~20%) ※ 確定年金の場合

となります。年金の残存期間により評価割合は異なりますが、例えば「50 万円ずつ 20 年の年金」と仮定した場合、期間 20 年の評価割合は 40 %となっていますので、総額では 1,000 万円を受け取るのですが、相続税や贈与税の税金を計算する際の課税対象額は、400 万円となります。一括で受け取れないのだから、その分を考慮して現在の価値を判断し課税すべき、という考え方たです。

課税の対象となる額が少なければ、基礎控除額の枠内におさまる分は課税されませんので、相続税がかからなかったり、また、贈与の場合であっても税負担が減少することになります。(今回の例であれば、贈与の場合、基礎控除額 110

万円を差し引いた 290 万円に対して課税しますので、33.5 万円の贈与税の負担で受取総額 1,000 万円の財産を贈与出来る計算となります。) そのため、今まで相続対策等の提案として、この年金商品（定期金給付契約といいます。）を勧めていた銀行や証券会社が多く見受けられました。が、今回の改正により、今年の 4 月 1 日以降は適用されなくなることになりました。

現行の評価方法では、先の例のように、課税対象とされる額が実際の受取金額の現在価値とあまりにもかけ離れていること等が議論されていましたが、今回の改正により経過措置も含めて明確化されました。それによりますと、

「契約締結時期が今年の3月31日までのもので、来年3月31日までに給付事由が発生している定期金に関する権利の評価額は現行法を適用する」

とのことです。これにより、期限もはっきりし、対象となる年金も限定されましたので、見方を変えてみれば、かえってわかりやすくなつたのかも知れません。今後の相続等、財産の承継が想定される方などは、早急にご確認の上対応されることをおすすめいたします。

今後の契約のうち、現行法の適用によって現在の年金の残存期間による評価割合の適用が受けられる場合は次のケースとなります。

- ① 今月末までに「即時払い型年金商品で、1年以内、つまり来年の3月31日までに年金の支払開始が確定するもの」に加入していること

※個人の場合

- ② 来年の3月31日までに、この年金商品を生前贈与していること

この要件を満たしている場合には現行法の適用となり、低い評価額で財産の贈与等をおこなえることになります。（以前からの契約のもので、来年 3 月 31 日までに相続等があった場合も同様に現行法の適用となります。）

また、ここで注意すべき点がもうひとつありますが、それは、もうすでに、
相続税法第24条に基づいた対策として、銀行や証券会社などで提案の変額個人年金を契約されている場合はどうしたらよいか？とい
うことです。

この場合は、まず、すぐに購入した銀行や証券会社等に、今回の改正で適応
できる契約形態であるかどうかを確認しましょう。現状では、即時払い型の年
金商品を扱っているところは限られていますので、10年据え置き型であると
か契約形態の変更が不可で、この24条効果を機能させられないものが大半を
占めているのではないだろうか？といったお話しが見受けられます。

**これらの商品に該当した場合には、何のためのものか、目的にあった
商品か**を今一度見直してみましょう。リーマンショック以降、なかなか元本
が上回っていることはないかも知れませんが、元本を割り込んでいたとしても、
解約して乗り換えた方が有利なケースも多いのでは？といった意見も聞かれま
す。

**何はともあれ、活用できる年金商品を選ぶことと、専門家によ
る正確な手続きがポイントとなることは言うまでもありません。**

今回は、少し特殊な内容だったかと思いますが、適用期限が迫っていること
もあり、ご紹介させていただきました。詳しくは、当事務所スタッフまでお問
い合わせ下さい。

<西丸 保幸>

社会保険

協会けんぽの保険料率が 平成22年3月分(4月納付期限)から変更になります

協会けんぽの健康保険料は、本年3月分の保険料（4月納付分）から、健康保険料率が9.29%へ大幅に上がります。

また、40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）に対する介護保険料についても、本年3月分の保険料（4月納付分）から、現在の1.19%から1.50%へ上がります。

現 行 平成22年3月分～

●健康保険料率 8.18% → 9.29%

●介護保険料率 1.19% → 1.50%

当事務所PX2・3(TKCシステム)をご利用の方

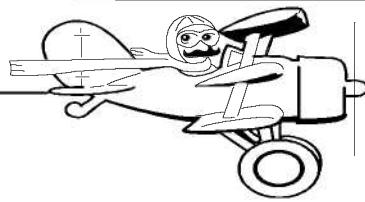
PX2、PX3では、2010年3月版のCDにて対応しております。必ず、画面での確認をお願いします。

詳しいことは、当事務所担当
職員までお問い合わせ下さい。



今週のテーマ

法人向けお勧めプラン



企業を支えているのは、経営者と従業員。ですから、経営者と従業員に十分な保障を用意することは、会社全体の基盤を盤石にすることに繋がります。それでは具体的にどのような保障をどのような保険で備えれば良いのか見てみましょう。

リスク区分	準備すべき資金	お勧めプラン（例）
経営者	死亡 死亡退職金	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 定期保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 割安な保険料で大きな保障が確保できます。 ◆ 無解約返戻金型定期保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間を通じて解約返戻金を無くしたことにより、同じ保険期間・保険金額であれば、通常の定期保険よりも保険料が割安です。 ◆ 無解約返戻金型収入保障保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険期間を通じて解約返戻金を無くしたことにより、割安な保険料を実現しました。
	退職 退職慰労金	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 終身保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 途中の解約返戻金を利用して生存退職金を準備することができます。 ◆ 養老保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 退職時期を満期に合わせることによって、満期保険金を生存退職金として利用することができます。 ◆ 遷増定期保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 途中の解約返戻金を利用して生存退職金を準備することができます。 ● 保険期間により、保険料の1/2、1/3、1/4を損金とすることができます。 ◆ 98歳満了定期保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 途中の解約返戻金を利用して生存退職金を準備することができます。 ● 保険料の1/2を損金とすることができます。
	入院 固定費補填資金	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 業務上・業務外を問わず入院を保障しますので、入院給付金を固定費の支払に充当することができます。
従業員	死亡 死亡退職金	◆ 役員死亡退職金に同じ
	退職 退職一時金	◆ 役員退職慰労金に同じ
	入院 傷病見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 医療保険 <ul style="list-style-type: none"> ● 業務上・業務外を問わず、従業員の見舞金の原資を確保することができます。

* 契約形態はすべて、契約者および受取人：法人・被保険者：役員または従業員となります。

今回は、法人契約向けのお勧めプランを紹介いたしました。経営者として、どのような保障が必要であり、また、現在ご加入されている生命保険がそれに対応しているのかをぜひチェックしてみてください。その上で最適な生命保険商品を検討されることをお勧めします。

具体的なご相談に応じますので、お気軽に声をかけてみてください。

一倉定の経営心得シリーズ

その六

社長の定位置は社長室ではない。
お客様のところである。

コンサルタント稼業三十数年間、私は沢山の社長さん方にお目にかかる。それらの社長さん方で、定期的にお客様を訪問している人は極めて少ない。会社に出勤しても、そのほとんどの時間を社内で過ごす。この人々を、私は「穴熊社長」と呼んでいる。穴熊は、穴の出入口から見える外部の景色しか知らない。まったくの世間知らずである。

世間知らずに正しい経営ができるはずがない。多くの社長さんは、自らの定位位置を社長室だと思いこんでいる。時々社内を見回っては、社員の仕事ぶりを見ている。一生懸命に働いている社長の目から見ると、欠点ばかり目に映る。これを、社長は我慢できない。そして小言をいう。来る日も来る日も、これを繰り返している。そして、それが社長として最も大切な仕事といこんでしまう。お客様のことなど「遠い他国のことだ」と言わんばかりである。

知って得するPX2(戦略給与情報システム)の豆知識 社員の退職処理方法をご存じですか?



退職の手続きは、4ステップで行います！

1・退職時の準備

■フルメニュー「採用異動」タブ

退職処理の流れ

1 「61 退職時のチェックリスト」

印刷

2 「71 社員の退職予定の登録」

3 「72 退職処理の実行」

4 給与（賞与）計算処理実行で確定

2・退職処理

71 社員の退職予定の登録

72 退職処理の実行

給与（賞与）計算処理実行で確定

一度退職した社員を再び採用した場合は、「11 社員の新規登録」画面で、「退職社員の復職」というボタンがありますので、そこで復職処理を行ってください。

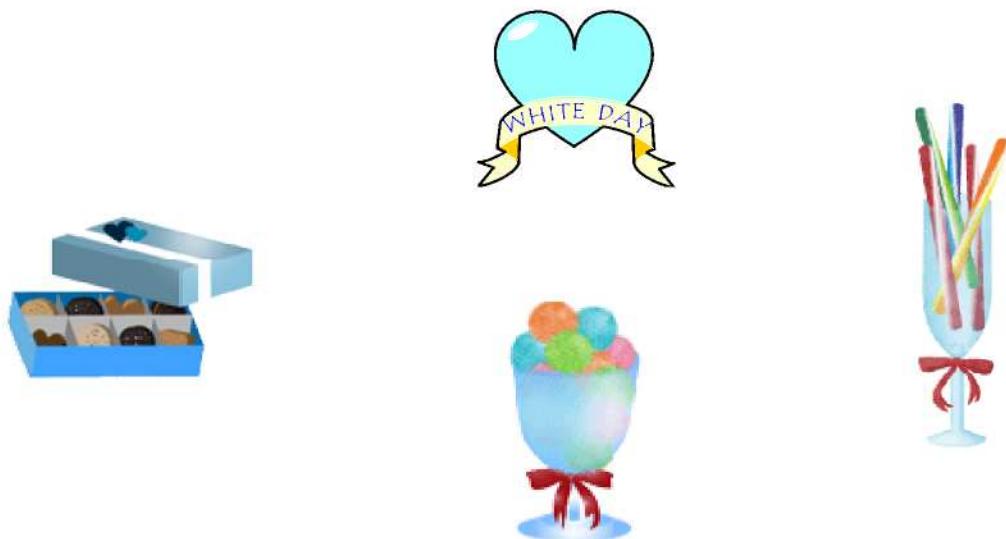
退職処理が必要な場合はぜひご活用ください。

これからのお研修

原点の会

三条商工会議所

3月26日（金） 9:00 ~ 12:00



あとがき

早いもので、あっという間に3月ですね。すいぶんと暖かくなり、道路脇の雪も消え、氣分はもう、春！毎年恒例の確定申告の時期になり、充実した毎日を過ごさせていただいております。税理士試験の受験最終科目が所得税だったおかげか、忙しくも一年の中で一番大好きな時期かなあ、と感じております。大袈裟な言い方かも知れませんが、個人の方々のこの一年やってこられた日々の頑張りや悲喜こもごも、いろんなことが凝縮された一年間が垣間見える、その方の「人生の決算書」作成のお手伝いをさせていただいているのだと思うと、身の引き締まる思いがします。

さて、申告期限まであともう少し。微力ながら精一杯頑張らせていただきます。

任務完了したら、春の海を見に行って楽しんでこようと思います。釣果の報告は改めて…事務所ホームページのスタッフブログにて後日発表！…できたらいいなあ（笑）

西 丸 保 幸

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日



日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3						
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

関与先企業さまへお知らせ

お客様の広告チラシ等がございましたら、月1回発行のみどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 山口 昇税理士事務所

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp